

意見書案第 22 号

非核三原則の堅持を求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書案を江別市議会会議規則（昭和 31 年議会規則第 7 号）第 13 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 16 日提出

提 出 者				
江別市議会議員	吉	田	美	幸
〃	猪	股	美	香
〃	岩	田	優	太
〃	奥	野	妙	子
〃	高	橋	典	子
〃	干	場	芳	子
〃	本	間	憲	一

非核三原則の堅持を求める意見書

昭和42年に佐藤栄作内閣総理大臣が国会で、核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まないという核に対する三原則を表明し、昭和46年には衆議院で、非核三原則を遵守するとの決議が採択されました。

非核三原則は、国是として半世紀以上にわたり堅持されています。

そうした下で、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画の改定に向けた議論の開始とともに、非核三原則の見直しを検討することは、被爆者の方たちが自らの体験や証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献してきたことへの軽視と受け取られかねません。

また、近隣諸国や国際社会に不信と緊張をもたらしかねないことから、平和都市宣言を行っている本市にとっても看過できるものではありません。

核兵器が使用されないためには、非核三原則を堅持し、世界で唯一の被爆国である我が国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取組を行っていくことが不可欠です。

よって、国におかれましては、非核三原則を国是として堅持することを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月16日

北海道江別市議会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

防衛大臣